

証券コード8704
2026年6月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー28階

トレイダーズホールディングス株式会社

代表取締役会長兼社長 金丸 貴行

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tradershd.com/ir/soukai/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「トレイダーズホールディングス」又は証券「コード」に「8704」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順にご選択のうえ、「縦覧情報」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット等）又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火）午後5時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時
（午前9時30分より開場いたします。）
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー4階「SPACE 6」会議室
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第27期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類、並びに会計監査人及び監査等
委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与の
ための報酬決定の件
- 第8号議案 役員退職慰労金制度廃止及び役員退職慰労金打ち切り支給
の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本定時株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - (1) 事業報告の「主要な営業所」、「使用人の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「会社の支配に関する基本方針」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、監査等委員会及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

電磁的方法による議決権行使のお手続きについて

1. インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要でございます。

記

① 議決権行使サイトについて（次頁の画面もご参照ください。）

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、次頁に記載のヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2026年6月23日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

② インターネットによる議決権行使方法について（次頁の画面もご参照ください。）

議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

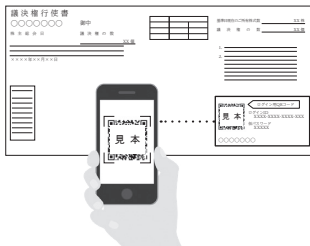
2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託会社等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

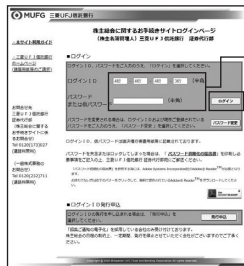
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度において、当社グループの主力事業であるFX取引事業を中核とする金融商品取引事業は、子会社である 트레이ダーズ証券株式会社（以下、「トレーダーズ証券」といいます。）において、『みんなのFX』（FX証拠金取引）、『LIGHT FX』（FX証拠金取引）、『みんなのシストレ』（自動売買ツールを利用したFX証拠金取引）及び『みんなのオプション』（FXオプション取引）、『みんなのコイン』（暗号資産証拠金取引）のサービスを提供し収益確保を図ってまいりました。

また、子会社である株式会社FleGrowth（以下、「FleGrowth」といいます。）が営むシステム開発・システムコンサルティング事業につきましては、主にトレーダーズ証券向けにFX取引システムの開発及び保守・運用を行っております。当社グループの主要な事業領域である外国為替市場におきましては、主要通貨ペアの為替変動率（ボラティリティ）や市場流動性の変動並びに参加者構成の変化が引き続き大きな影響を及ぼしております。これらの市場環境の下、当社グループでは、次の施策を実行いたしました。

1. スプレッド・スワップポイントの改良

取引コスト競争力の向上を目的として、主要通貨ペアのスプレッド及びスワップポイントの改良を実施いたしました。特に『LIGHT FX』にて既に業界最高スプレッド・スワップを提供している“LIGHTペア”を4月より『みんなのFX』において導入し、さらに当社史上最高水準となるスワップポイントを提供するスイスフランキャリア取引を9月より新たに導入し、中長期取引を志向する顧客層の取引拡大および預り資産の増加を図りました。

2. 流動性提供能力強化／カバー取引先カウンターパーティの分散

安定した取引執行体制の構築を目的として、国内外の金融機関4社を新たにカバー取引先として追加し、流動性提供能力の強化及びカウンターパーティの分散を進めました。これにより、より良好な取引条件の提供とリスク管理体制の強化を図っております。

3. システム基盤の強化及び取引利便性向上

来期以降に本格的な成長フェーズへの移行を見込む『みんなのシステムレ』及び『みんなのオプション』に関するシステム開発を推進いたしました。具体的には、取引安定性の向上に向けた取り組みとして、MT4からMT5へのシステム移行対応を完了し、UI／UXの改善等によるサービス機能の拡充を実施、来期からの本格的な成長に向け順調に進捗しております。加えて、金融業界全体で課題となっている不正取引やなりすましへの対応として、本人確認手続の高度化を目的としたeKYC（電子の本人確認）に関するセキュリティ対策を推進しております。さらにより安全かつ簡単にログインを行うための新機能としてFID02に対応した「パスワードキー」を3月28日より導入いたしました。

4. 顧客誘引・維持のためのプロモーション・サービス強化

顧客ニーズに対応したマーケティング施策として、当社の強みであるスワップポイントを訴求するキャンペーンを実施し、新規顧客の獲得および既存顧客の取引活性化を図りました。

以上の結果、営業収益合計は、13,218百万円（前期比211百万円減、1.6%減）となり、売上原価、金融費用を差し引いた純営業収益合計は、13,140百万円（前期比159百万円減、1.2%減）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は6,979百万円（前期比314百万円増、4.7%増）と前期より増加しました。増加の主な要因は、積極的にWeb広告を行ったことにより取引関係費が2,173百万円（前期比114百万円増、5.5%増）を計上したこと及びオフィスを増床したことに伴い不動産関係費が811百万円（前期比122百万円増、17.7%増）に増加したこと等によります。

その結果、営業利益は6,161百万円（前期比473百万円減、7.1%減）、経常利益は6,161百万円（前期比489百万円減、7.4%減）、税金等調整前当期純利益は6,163百万円（前期比480百万円減、7.2%減）となりました。

法人税等合計は、税金等調整前当期純利益の減少により法人税、住民税及び事業税が1,866百万円（前期比111百万円減、5.6%減）に減少したこと及び法人税等調整額を52百万円（前期比66百万円減、55.9%減）計上したことにより1,919百万円（前期比177百万円減、8.4%減）となりました。

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は4,244百万円（前期比303百万円減、6.7%減）となりました。

各セグメントの事業の状況は以下のとおりです。

（金融商品取引事業）

トレーダーズ証券が営む当セグメントの営業収益は13,107百万円（前期比194百万円減、1.5%減）、セグメント利益は5,974百万円（前期比135百万円減、2.2%減）となりました。

なお、FX取引事業・暗号資産証拠金取引事業の当連結会計年度末における顧客口座数、預り資産は以下のとおりとなりました。

顧客口座数	662,459口座	（前期末比	56,430口座増）
預り資産	133,295百万円	（前期末比	21,024百万円増）

（システム開発・システムコンサルティング事業）

FleGrowthが営む当セグメントの営業収益は3,182百万円（前期比222百万円増、7.5%増）となりました。同収益の内訳は、グループ会社であるトレーダーズ証券に対するFX取引システムの開発・保守運用等の内部売上が3,063百万円（前期比230百万円増、8.1%増）、外部顧客に対する売上が119百万円（前期比8百万円減、6.3%減）であります。セグメント利益は667百万円（前期比82百万円増、14.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、440百万円でありま
す。その主なものは、FleGrowthによるオンラインFX取引システムの開発で
あります。

③ 資金調達の状況

FX取引に関連する資産・負債は顧客の取引状況によって日々バランスが
変化するため、十分な流動性を確保すべく、機動的かつ効率的な資金調達
を目的に、金融機関5行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次の
とおりであります。

当座貸越極度額	1,500百万円
借入実行残高	—
差引額	1,500百万円

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第24期 (2023年3月期)	第25期 (2024年3月期)	第26期 (2025年3月期)	第27期(当期) (2026年3月期)
営 業 収 益	9,194	10,103	13,429	13,218
経 常 利 益	3,730	4,389	6,650	6,161
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,217	3,334	4,547	4,244
1株当たり当期純利益(円)	111.12	117.39	164.58	159.11
総 資 産	88,317	118,193	125,048	165,756
純 資 産	11,975	14,121	17,415	19,878

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
トレーダーズ証券株式会社	2,324百万円	100.00%	金融商品取引事業
株式会社FleGrowth	183百万円	100.00%	システム開発・システムコンサルティング事業
トレーダーズFinTech1号投資事業有限責任組合	573百万円	99.00%	スタートアップ企業への投資

- (注) 1. 当連結会計年度末日における連結子会社は上記重要な子会社3社を含めた5社となります。
2. トレーダーズFinTech1号投資事業有限責任組合の「資本金」及び「当社の議決権比率」は投資事業有限責任組合に対する出資額及び出資割合を記載しております。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額	当社の総資産額
トレーダーズ証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	1,058百万円	3,936百万円
株式会社FleGrowth	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	1,102百万円	

(4) 対処すべき課題

当社グループは、下記の課題について重点的に取り組み、預り資産の増加による収益力の強化並びに経営基盤の強化に努めるとともに、法令を遵守する内部管理体制を充実させることで、企業体質の健全性をより一層高めてまいります。

① 店頭デリバティブ取引の充実・強化

業界競争が熾烈を極める金融デリバティブ取引の事業領域において、当社グループが力強く成長していくためには、店頭デリバティブ商品、特に収益性の高い店頭FXサービス（外国為替証拠金取引サービス）に経営資源を集中していくことが不可欠であり、今後こうした店頭FXサービスをお客様のニーズに沿った投資商品として魅力を高めていくことが重要であると認識しております。

主力商品である「みんなのFX」・「LIGHT FX」においては、LIGHTペアを導入したサービスを中心に、業界最高水準のスプレッド・スワップ等の取引条件面での競争優位性を維持するとともに、それぞれ独自の商品性を打ち出すことで、あらゆる投資家ニーズに対応し、新規口座数の増加及び預り資産の純増を図ってまいります。特に差別化戦略として取り組んでいるスイスフランを軸とした通貨ペアについては、当該領域に注力する競合企業が限定的であることから取引ニーズの開拓余地が大きいと認識しており、高金利通貨との組み合わせによるスワップ収益の魅力を訴求するとともに、スイスフランクロス通貨ペアの拡充を強化することで、預り資産のさらなる拡大につなげてまいります。

また、「みんなのシストレ」は、様々なストラテジーから選択して投資するシステムトレードサービスであり、売買シグナルの配信システムをMT4からMT5へ移行したことでシステム上の課題は解消されております。今後は、システムトレード系サービスをFX領域の柱の一つとして成長させるため、リピート系注文およびフォロートレードのEA搭載を強化し、早期に成長軌道に乗せるための施策を推進してまいります。

「みんなのオプション」については、プライシングの改善により市場シェアは回復基調にある中、さらなる拡大に向けて、これまで準備を進めてきたシステムの全面リニューアルを翌期に完了しリリースすることで、より競争力の高いバイナリーオプションを投入し、市場シェアの一層の拡大を図ってまいります。

加えて、これらのサービス基盤の強化と並行して知的財産戦略を推進し、独自性の高いサービスによる付加価値を特許権等により保護することで、超過収益力を継続的に維持し、高収益体質の持続を図ってまいります。

ます。さらに、新規口座の獲得及び預り資産の純増強化に向け、デジタルマーケティングの推進やWEBメディア、マス広告等の多様な媒体を活用した短期的かつ効果的なプロモーションの展開に加え、中長期的な認知度向上に資するブランディング施策を積極的に実施してまいります。

併せて、顧客の投資選好に応じたコミュニケーションを強化し、お客様との持続的なリレーションの構築に取り組むことで、顧客層のさらなる拡大と収益の安定性向上を実現し、事業の持続的な成長を追求してまいります。

② システム開発力の強化

金融事業においてシステムは事業基盤の中核であり、システム開発力は金融商品の画一的な商品性の中で唯一お客様に対する競争力の差が出る部分であり、さらに、システムのリリースの早さそのものが新商品のその後の市場シェアの獲得の優劣を決める重要な要素にもなります。

そして、当社グループは、金融・証券業界の中でも数少ない自社グループ内ですべてのシステム開発を行うことができる体制を有しており、技術力の高さと現場の緊密さがリリースの早さと付加価値の差を生み出し、これらが成長戦略を追求する上で重要な優位性につながるものと自負しております。

このようなシステム開発を担う事業会社がシステム開発を計画どおりに行いクオリティが高いシステムを提供するためには、今後も国内・海外の開発拠点において優秀なエンジニアの確保が益々重要になってまいります。

当社グループは、システム事業会社がさらに競争力の高いシステムの開発を加速するため、経営計画においてシステム開発の人員の拡充及び国内拠点の育成を中期的な重要テーマと位置づけ、これに積極的な投資を行ってまいります。また、長年に亘って金融業界の最新動向を把握・開発してきたビジネスノウハウやクオリティをより一層高度化させていくことで、生成AIを活用した業務システムなど、金融取引システム以外の先端領域の製品開発や企業のDX推進に向けたコンサルティングに活用することで、外部販売の強化にもつなげてまいります。

③ 地政学的リスクへの対応

当社グループでは、子会社である 트레이ダーズ証券等で利用する金融商品取引システムの開発、運用保守を、主に、中国（大連市）及びベトナム（ハノイ市）に所在する海外子会社2社において行っており、金融商品取引システム開発のコア領域や高度な運用保守業務を担う重要なオ

フショア開発拠点に成長しております。

一方で、米中関係の動向をはじめ、国際関係の緊張化や各国での保護主義的な経済・通商政策への転換、情報・通信に関する法規制・監視の強化や政治情勢の急変等、当社グループが事業や投資（出資）を行う国・地域で地政学的リスクが顕在化した場合、事業活動にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、こうした地政学的リスクへの対応として、事業継続計画の見直しを行うとともに、一定規模の人財投資を行い、高度な技術者集団を確保し、国内におけるシステム開発体制の強化・拡充を図るとともにシステム品質の向上に継続的に取り組むことで、各海外子会社で行っているシステムの保守・運用を日本国内及び海外子会社2社間で相互に補完できる体制の構築を進めており、運用業務の相互バックアップシミュレーションテストなどの実効性を高めるためにも事業継続計画運用の定着化を図ってまいります。

④ 優秀な人財の確保

当社グループが今後も持続的に成長し、業容を拡大させていくためには、優秀な人財を確保し続けていくことが最も重要な課題であると認識しております。

一方、国内経済において、少子高齢化に伴う労働力人口の趨勢的な減少による人手不足の常態化や、若年層のワークライフバランスを意識した働き方の浸透にあわせて、近年、大手企業はより優秀な人財を優位に確保するため、いち早く賃上げや多様な働き方改革を実施するなど、企業間における人財獲得競争は一層激化し、特に専門スキルや高度な技術を有する優秀な人財を安定的に確保することはますます難しくなっております。当社グループでは、従業員の労働意欲と生産性を高めるべく魅力的なオフィス環境の整備を実施しておりますが、今後は、専門性の高い優秀かつ多様な人財を確保し、長期定着化させるため人事諸制度の改善、高度な技術や知見を有する人財を公正に評価し処遇できる体系の整備等によって、さらなる人的資本への重点的投資を実践し、グループの持続的な業績拡大と価値創造に寄与する人財獲得戦略を強化することで、優秀な人財の安定的確保を目指してまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの充実

当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上には、実効性あるコーポレート・ガバナンスのあり方を不断に追求しながら確立・強化していくことが不可欠であり、当社グループに対する経営の健全性、信頼

性を向上させる観点から、内部管理体制の強化を図り、特に、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重して、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、特に以下の課題に重点的に取り組んでまいります。取締役会等の責務・役割については、多角的な意見を反映した公正性の高い経営の意思決定の実現のため、取締役会等の実効性を高める制度・仕組みの検討・整備や独立社外役員の機能強化を図ること等により、株主様に対する受託者責任を全うする取り組みを実践してまいります。

株主様との対話については、当社の持続的な成長に対する支援と評価を得ていくために不可欠であると認識し、今後は経営陣幹部と機関投資家等との建設的な対話をより積極的に推進してまいります。

適切な情報開示と透明性の確保については、適時開示情報のみならず、当社の中長期的に目指す理念や方針をはじめ、投資家にとって有用な非財務情報等をわかりやすく記載し、幅広く提供してまいります。

また、すべてのステークホルダーとの適切な協働を図ることは、当社の持続的な成長に不可欠であり、当社経営理念にも掲げる重要なテーマと認識しております。

今後は、社会問題や環境問題等のサステナビリティを巡る諸課題の対応に向けて、当社グループの事業内容や特性を活かし、課題の解決に貢献し得る活動内容を具体化し、積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は純粋持株会社であり、次の事業を営む会社の経営支配及び経営管理を行っております。事業部門別の主要な商品・サービス等は下表のとおりであります。

事業区分	主要商品・主要製品
金融商品取引事業	(外国為替証拠金取引) みんなのFX LIGHT FX みんなのシストレ みんなのオプション (暗号資産証拠金取引) みんなのコイン
システム開発・ システムコンサルティング事業	金融システム開発及びシステムの保守・運用

(6) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入残高
東京証券信用組合	920百万円
城南信用金庫	280百万円

(注) 2026年3月末現在の借入残高が、100百万円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 42,000,000株
- ② 発行済株式の総数 29,538,647株
- ③ 株主数 10,140名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 K パ ワ ー	5,875,400株	22.29%
有 限 会 社 ジ ェ イ ア ン ド ア ー ル	3,355,560株	12.73%
金 丸 多 賀	1,040,015株	3.94%
BNO PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/ LUXEMBURG FUNDS/UCITS ASSETS (常任代理人：香港上海銀行東京支店)	974,000株	3.69%
株 式 会 社 旭 興 産	788,720株	2.99%
金 丸 貴 行	777,100株	2.95%
福 井 利 彦	744,900株	2.83%
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR JAPAN EQUITY PREMIUM FUND OF UBS UNIVERSAL 620373 (常任代理人：株式会社みずほ銀行決済営業部)	698,000株	2.65%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人：株式会社三菱UFJ銀行決済事業部)	652,409株	2.47%
野 村 證 券 株 式 会 社	525,408株	1.99%

(注) 大株主の株主名及び持株数は、株主名簿に基づき記載しております。なお、自己株式は大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式(3,175,224株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	172,300株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告19ページ「② 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第15回新株予約権	
発行決議日		2025年4月17日	
新株予約権の数		1,346個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	134,600株
		(新株予約権1個につき)	100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	83,600円
		(1株当たり)	836円)
権利行使期間		2027年4月18日から2035年4月17日まで	
行使の条件		(注) 2～4	
使用人等への 交付状況	当社の使用人	新株予約権の数	100個
		目的となる株式数	10,000株
		交付対象者数	5名
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数	1,246個
		目的となる株式数	124,600株
		交付対象者数	41名

- (注) 1. 新株予約権証券の発行時(2025年5月8日)における内容を記載しております。
2. 新株予約権者が、当社の従業員(再雇用規程に基づく嘱託社員を含む。)又は当社子会社の取締役若しくは従業員(再雇用規程に基づく嘱託社員を含む。)の何れもの地位を喪失した場合、その後、新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合はこの限りでない。
3. 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
4. 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- (a) 行使期間の開始日(以下「起算日」という。)から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の30%
- (b) 起算日から1年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の40%
- (c) 起算日から2年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の50%
- (d) 起算日から3年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の60%
- (e) 起算日から4年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の70%
- (f) 起算日から5年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の80%
- (g) 起算日から6年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の90%
- (h) 起算日から7年を経過した日から行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のすべて

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2026年 3月31日 現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役 会長兼社長	金丸 貴行	—
代表取締役 副社長	金丸 武嗣	株式会社FleGrowth 取締役 耐科斯托普軟件(大連)有限公司 取締役 Nextop Co., Ltd. 取締役
常務取締役	新妻 正幸	新妻公認会計士事務所 代表 株式会社FleGrowth 取締役 耐科斯托普軟件(大連)有限公司 取締役 Nextop Co., Ltd. 取締役
取締役	市川 正史	市川公認会計士事務所 代表 アークシステムワークス株式会社 社外監査役
取締役	川畑 大輔	日比谷見附法律事務所 パートナー弁護士
取締役 (常勤監査等委員)	小俣 真一	トレーダーズ証券株式会社 監査役 株式会社FleGrowth 監査役 耐科斯托普軟件(大連)有限公司 監事 Nextop Co., Ltd. 監査役
取締役 (監査等委員)	菅川 洋	税理士法人TGN東京 代表社員
取締役 (監査等委員)	浅枝 謙太	牛込橋法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ゼネラル・オイスター 社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 取締役市川 正史氏及び川畑 大輔氏並びに監査等委員である取締役菅川 洋氏及び浅枝 謙太氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役菅川 洋氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、長年にわたり財務及び会計に係る知識・経験を積み重ねております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役小俣 真一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役市川 正史氏及び川畑 大輔氏並びに監査等委員である取締役浅枝 謙太氏を(株東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、当社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	467 (21)	188 (16)	76 (4)	201 (-)	5 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	42 (21)	32 (16)	10 (4)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	509 (42)	220 (33)	86 (8)	201 (-)	8 (4)

- (注) 1. 賞与につきましては、第26期決算において、親会社株主に帰属する当期純利益が4,547百万円となり目標値を達成したことを踏まえ、総合的に勘案して業績連動報酬(賞与)を支給いたしました。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役(監査等委員を除く)の金銭報酬の額は、2024年6月26日開催の第25回定時株主総会において年額500百万円以内(うち社外取締役年額80百万円以内)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、5名(うち社外取締役2名)であります。また、金銭報酬とは別枠で、2024年6月26日開催の第25回定時株主総会において、株式報酬の額として年額300百万円以内、株式数の上限を年800,000株以内(監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の員数は、3名であります。
4. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2024年6月26日開催の第25回定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年5月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。

当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当該役員報酬決定方針は、2026年5月22日開催の取締役会決議により改訂されております。第8号議案の末尾「(ご参考)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。

1. 基本方針

個々の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬については、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、基本報酬、賞与及び退職慰労金並びに非金銭報酬としての株式報酬により構成する。

2. 基本報酬(金銭報酬)

基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社グループの経営環境や事業実績等の動向、取締役個々の担当領域の範囲・規模、グループ経営への責任・影響度の大きさ、これまでの成果・実績と今後の期待役割等を総合的に勘案したうえで決定する。

3. 賞与(金銭報酬)

賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、定時株主総会の終了後など原則として毎年一定の時期に、当社グループの業績指標、目標値に対する達成度合等に基づき、将来の業績予想も踏まえ総合的に勘案したうえで決定された金額を支給する。

4. 退職慰労金(金銭報酬)

退職慰労金は、在任中の労に報いるため、取締役会で別途定める役員退任慰労金規程に沿って、当該取締役の職責、在任年数、功績等を勘案のうえ決定される金額を退任時に支給する。退職慰労金の支給対象は、社外取締役とする。

5. 譲渡制限付株式(非金銭報酬)

非金銭報酬は、在任期間における長期の業績及び企業価値の向上との連動性を強化した報酬とするため、譲渡制限付株式とし、定時株主総会

の終了後など原則として毎年一定の時期に、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資として払い込むことにより交付を受ける。

かかる譲渡制限付株式の金額及び株式数は、対象者の基本報酬額を基礎としつつ、これに一定の支給係数を乗じて算出される数値に基づき決定する。譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間は交付日から30年とし、正当な理由をもって取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整する。非金銭報酬の支給対象は、社外取締役を除く取締役とする。

6. 取締役の個人別の報酬等の割合

賞与及び譲渡制限付株式の額は、基本報酬額を算定の基礎としつつ、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、各取締役の業績向上に対するインセンティブ効果が期待できる水準となるよう、当社グループの業績、他社水準、経済環境等を考慮した適切な割合とする。

7. その他の重要事項

各取締役の個人別の報酬額のうち基本報酬及び賞与の額並びにこれらの支給時期等については、指名報酬委員会に諮問し答申を得たうえで、取締役会において具体的内容を決定する。

④ 取締役の個人別の報酬等の額の決定の委任に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の個別の報酬額については、取締役会において、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内で、「取締役の役員報酬等の決定方針」に基づき、当社グループの経営環境や事業実績等の動向、取締役個々の担当領域の範囲・規模、グループ経営への責任・影響度の大きさ、これまでの成果・実績と今後の期待役割等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会に諮問し答申を得たうえで、慎重に審議の上、決定しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と、各非業務執行取締役全員は、会社法第426条第1項及び第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同契約は、非業務執行取締役としての職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、当該非業務執行取締役の損害賠償責任を最低責任限度額（会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額）に限定する旨を約しています。

⑥ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役市川 正史氏は、市川公認会計士事務所の代表であります。市川公認会計士事務所と当社の間には特別の関係はありません。また、同氏は、アークシステムワークス株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役川畑 大輔氏は、日比谷見附法律事務所のパートナー弁護士であります。日比谷見附法律事務所と当社の間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役菅川 洋氏は、税理士法人TGN東京の代表社員であります。税理士法人TGN東京と当社の間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役淺枝 謙太氏は、牛込橋法律事務所のパートナー弁護士であります。牛込橋法律事務所と当社の間には特別の関係はありません。
また、同氏は、株式会社ゼネラル・オイスターの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(b) 主要取引先等の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との関係

該当事項はありません。

(d) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 市川 正史	当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席いたしました。公認会計士の資格を持つ職業専門家としての財務及び会計に関する深い知見に基づき、特に決算や予算策定等、財務・会計上の手続きや取り組みに関して、専門的な視点から、的確な助言や提言等を行っており、財務会計上の適正性を確保するための監督機能を担っております。
取締役 川畑 大輔	当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席いたしました。弁護士の資格を持つ職業専門家として、特に当社の業務遂行上の諸課題の解決や意思決定過程における法令上の妥当性・適正性を確保するため、専門的な視点から、適切な助言や提言等を行っており、企業法務、コンプライアンス等の法令に係る適切な体制強化に資する監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員) 菅川 洋	当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回すべてに出席し、適法性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員) 浅枝 謙太	当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回すべてに出席し、適法性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	163,865	流動負債	145,510
現金及び預金	8,503	トレーディング商品	1,206
預託金	140,416	預り金	21
顧客分別金信託	140,398	受入保証金	141,476
その他の預託金	18	外国為替受入証拠金	141,372
トレーディング商品	184	暗号資産受入証拠金	103
短期差入保証金	13,918	短期借入金	920
外国為替差入証拠金	13,720	1年内返済予定の長期借入金	78
暗号資産差入証拠金	197	未払法人税等	983
その他	843	賞与引当金	139
固定資産	1,890	その他の他	685
有形固定資産	192	固定負債	366
建物	112	長期借入金	201
工具、器具及び備品	72	役員退職慰労引当金	76
機械装置及び運搬具	6	退職給付に係る負債	81
無形固定資産	870	その他の他	6
ソフトウェア	835	負債合計	145,877
その他	34	純資産の部	
投資その他の資産	828	株主資本	19,638
投資有価証券	473	資本金	1,564
繰延税金資産	103	資本剰余金	1,089
その他	264	利益剰余金	19,430
貸倒引当金	△13	自己株式	△2,445
資産合計	165,756	その他の包括利益累計額	84
		為替換算調整勘定	84
		新株予約権	151
		非支配株主持分	4
		純資産合計	19,878
		負債純資産合計	165,756

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
受入手数料	68	
トレーディング損益	12,975	
金融収益	54	
その他の売上高	119	13,218
金融費用		25
売上原価		51
純営業収益		13,140
販売費及び一般管理費		6,979
営業利益		6,161
営業外収益		
受取利息及び配当金	2	
助成金収入	9	
為替差益	2	
その他の他	2	16
営業外費用		
支払利息	2	
支払手数料	1	
投資有価証券評価損	13	
その他	0	17
経常利益		6,161
特別利益		
新株予約権戻入益	2	2
税金等調整前当期純利益		6,163
法人税、住民税及び事業税	1,866	
法人税等調整額	52	1,919
当期純利益		4,243
非支配株主に帰属する当期純損失		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		4,244

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,123	流動負債	126
現金及び預金	772	未払費用	51
未収入金	211	未払法人税等	0
その他	140	賞与引当金	15
固定資産	2,812	その他	58
有形固定資産	60	固定負債	123
建物	39	長期預り金	83
その他	21	役員退職慰労引当金	26
無形固定資産	0	退職給付引当金	14
ソフトウェア	0	負債合計	250
投資その他の資産	2,751	純資産の部	
関係会社株式	2,160	株主資本	3,535
関係会社出資金	469	資本金	1,564
長期差入保証金	117	資本剰余金	1,090
長期前払費用	0	資本準備金	558
繰延税金資産	4	その他資本剰余金	531
資産合計	3,936	利益剰余金	3,325
		その他利益剰余金	3,325
		繰越利益剰余金	3,325
		自己株式	△2,445
		新株予約権	151
		純資産合計	3,686
		負債純資産合計	3,936

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社経営指導料	612	
関係会社受取配当金	1,621	2,233
純 営 業 収 益		2,233
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,188
営 業 利 益		1,044
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	0	
そ の 他	1	1
営 業 外 費 用		
支払利息	0	
支払手数料	1	
出資金評価損	13	
そ の 他	0	14
経 常 利 益		1,031
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	2	2
税 引 前 当 期 純 利 益		1,033
法人税、住民税及び事業税		△93
法人税等調整額		13
当 期 純 利 益		1,113

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

トレイダーズホールディングス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 兼 宏 章
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 和 輝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トレイダーズホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレイダーズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

トレーダーズホールディングス株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 大兼 宏章

公認会計士 関 和輝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレーダーズホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

トレーダーズホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小俣 真一 ㊟

監査等委員 菅川 洋 ㊟

監査等委員 浅枝 謙太 ㊟

(注) 監査等委員 菅川 洋及び浅枝 謙太は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、当社グループの目標達成に向けた事業展開や経営基盤強化のための必要な内部留保の確保にも留意して、連結純資産配当率（DOE）4%を目安に年2回の安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、同基本方針を踏まえ総合的に勘案し、以下のとおりとしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円 総額632,722,152円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月25日

<ご参考>

回次	1株当たりの配当金		
	中間配当金	期末配当金	年間配当金
(第27期) 2026年3月期	16円	24円	40円
(第26期) 2025年3月期	12円	20円	32円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議について、手続の煩雑さを勘案し、会社法施行規則第96条第3項の定めに従い、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時まで効力を有する旨を明確化するため、現行定款第23条（取締役の任期）に第4項を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第23条（取締役の任期） 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。	第23条（取締役の任期） (現行どおり)
2. 当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の提出につきまして、当社の監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、下表のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	かなまる たかゆき 金丸 貴行 (男性) (1928年10月28日生) [再任]	1967年10月 大和商品株式会社代表取締役社長 1991年4月 ダイワフューチャーズ株式会社 (現 ひまわり証券株式会社) 取締役 2002年4月 当社取締役 2009年1月 当社代表取締役 2012年7月 当社顧問 2020年6月 当社代表取締役会長兼社長 (現任)	777,100株
【取締役候補者とした理由】 金丸 貴行氏を取締役候補者とした理由は、創業者として長年にわたり社業の拡大に貢献しており、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のために重要な役割を果たしてきたことに加え、その豊富な経験と幅広い知見により、当社グループの成長に大きく寄与していると判断したことから、引き続き取締役候補者いたしました。			
2	かなまる たけし 金丸 武嗣 (男性) (1991年3月5日生) [再任]	2015年4月 株式会社電通入社 2021年9月 当社入社戦略事業推進部部长 2022年6月 当社取締役 2022年6月 株式会社Nextop.Asia (現 株式会社FleGrowth) 取締役 (現任) 2022年6月 耐科斯托普軟件(大連)有限公司取締役 (現任) 2022年6月 Nextop Co.,Ltd取締役 (現任) 2024年6月 当社代表取締役副社長 (現任)	140,000株
【取締役候補者とした理由】 金丸 武嗣氏を取締役候補者とした理由は、2024年6月から当社代表取締役副社長として当社の経営を担っており、業績を拡大させるとともに、ガバナンス強化による経営基盤の強化を推進しております。また、大手広告代理店での豊富な営業やマーケティングの経験を活かし、証券子会社のマーケティング戦略の高度化やCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）による今後成長が見込まれるスタートアップ企業への投資など、グループ事業に新たな付加価値を生み出すプロジェクト推進に注力しております。今後も当社の持続的な企業成長に寄与することを期待して、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	にいづま まさゆき 新妻 正幸 (男性) (1970年11月8日生) [再任]	1995年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2000年1月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2000年3月 公認会計士登録 2001年9月 トレイダーズ証券㈱(現 トレイダーズホールディングス㈱)入社 2003年4月 当社取締役 2008年11月 新妻公認会計士事務所設立、代表(現任) 2009年5月 税理士登録 2011年6月 当社取締役 2017年7月 当社顧問 2021年6月 当社取締役 2022年6月 当社常務取締役(現任) 2022年6月 株式会社Nextop.Asia(現 株式会社FleGrowth)取締役(現任) 2022年6月 耐科斯托普軟件(大連)有限公司取締役(現任) 2022年6月 Nextop Co.,Ltd取締役(現任)	72,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 新妻 正幸氏を取締役候補者とした理由は、当社における取締役として、創業初期から長年の間、事業基盤の構築・強化に寄与してきたことに加え、公認会計士及び税理士として、会計・税務・財務に深い知見を有していることなど、当社グループの財務面や子会社経営支援を含むグループの幅広い経営管理及び経営戦略の企画と実践において適切かつ効率的に遂行する役割を担っており、当社の持続的な企業価値の向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	いちかわ まさし 市川 正史 (男性) (1969年8月22日生) [再任]	1994年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1998年4月 公認会計士登録 2000年1月 市川公認会計士事務所設立、代表(現任) 2010年4月 ピープル株式会社社外取締役 2016年5月 アークシステムワークス株式会社社外監査役(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	26,700株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 市川 正史氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての高度な専門的知見に加え、社外役員としての豊富な経験を有しておられることから、当社の経営に対しこれらを活かした助言をいただいております。今後も、社外取締役として、客観的かつ公正な立場から経営を監督いただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	かわばた だいすけ 川畑 大輔 (男性) (1972年12月26日生) 〔再任〕	2000年4月 弁護士登録 2004年4月 日比谷見附法律事務所パートナー弁護士(現任) 2017年6月 司法試験考査委員 2020年4月 最高裁判所司法研修所教官 2020年6月 当社取締役(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 川畑 大輔氏は、企業経営に関与したことはありませんが、これまでの豊富な弁護士経験に照らし、当社の経営に対して主に法律専門家からの視点に基づいて、取締役会にて発言を行っており、公正な立場で経営監督機能を果たしていただいております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。			
6	やまかわ あつこ 山川 敦子 (女性) (1966年2月1日生) 〔新任〕	1988年4月 野村證券㈱入社 2002年4月 Nomura International Plc(London) ジャパンデスクヘッド 2006年4月 野村ホールディングス㈱コーポレート・シティアンビュメント推進室長 2010年4月 野村證券㈱本店法人営業部次長 2014年12月 野村證券㈱不動産業務部長 2018年4月 野村證券㈱執行役員営業部門マスマリテール・マーケティング担当 2021年4月 野村證券㈱監査特命取締役 2021年4月 野村信託銀行㈱社外取締役(監査等委員)兼務 2024年4月 野村信託銀行㈱取締役会議長兼務 2025年4月 野村證券㈱顧問	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山川 敦子氏は、野村證券㈱において、債券トレーディングや機関投資家営業、法人等への財務・資産運用コンサルティングに長年従事し、金融・証券ビジネス全般に関する高度な専門性と豊富な実務経験を有しております。加えて、当社におけるCSR部署の立ち上げを主導し、サステナビリティおよびESG推進体制の構築や非財務情報開示の充実に尽力されるとともに、女性活躍推進プロジェクトのリーダーとしてダイバーシティ経営の浸透にも貢献されました。野村證券㈱の監査特命取締役、野村信託銀行㈱の取締役会議長の要職を歴任し、加えて野村グループ子会社の監査役等を兼任するなど、監査およびガバナンスの観点から企業経営に携わってこられました。これらの豊富な経営経験と高い見識を活かし、独立した客観的立場から当社経営に対する有益な助言および監督を行っていただけるものと期待し、社外取締役候補者としていたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 市川 正史氏、川畑 大輔氏及び山川 敦子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者山川 敦子氏の戸籍上の氏名は、平野 敦子であります。
4. 市川 正史氏及び川畑 大輔氏は、現在、当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、市川 正史氏及び川畑 大輔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。市川 正史氏及び川畑 大輔氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継

続する予定であります。また、社外取締役候補者である山川 敦子氏の選任が承認可決された場合は、同氏との責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者は、本議案により当社の取締役に選任された場合は被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、市川 正史氏及び川畑 大輔氏を㈱東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において両氏が原案どおり選任された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
8. 山川 敦子氏は、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、下表のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	おまた しんいち 小俣 真一 (男性) (1963年7月6日生) [再任]	1986年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 1994年11月 住友キャピタル証券株式会社（現 大和証券株式会社）入社 2009年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現 大和証券株式会社）大阪キャピタルマーケット部長 2010年4月 日興コーディアル証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 大阪キャピタル・マーケット部長 2012年12月 株式会社三井住友銀行監査部 2013年11月 株式会社SMBC信託銀行入行 2017年4月 株式会社三井住友銀行監査部 2022年6月 当社常勤監査役 2022年6月 株式会社Nextop. Asia（現 株式会社FleGrowth）監査役（現任） 2022年6月 トレイダーズ証券株式会社監査役（現任） 2022年6月 耐科斯托普軟件（大連）有限公司監事（現任） 2022年6月 Nextop Co., Ltd. 監査役（現任） 2024年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	17,000株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 小俣 真一氏は、銀行業務、証券業務、信託銀行業務に加え、監査業務を含めた金融関連事業において豊富な経験を有しております。当社子会社の監査役も務めるなど、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制をより一層強化するにあたり、引き続き、監査等委員である取締役として適任であると判断し、候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	菅川 洋 (男性) (1968年10月19日生) 〔再任〕	1993年4月 山口衛税理士事務所 2001年6月 菅川税務会計事務所所長 2005年9月 税理士法人TGN東京代表社員(現任) 2009年9月 衆議院議員 2020年6月 当社監査役 2024年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	4,000株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>菅川 洋氏は、豊富な税理士経験及び衆議院議員経験から、税務会計分野の豊富な専門的知見と幅広い見識に鑑み、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、同氏の知識や経験を当社の経営の監督等に生かしていただいております、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			
3	浅枝 謙太 (男性) (1981年1月26日生) 〔再任〕	2008年12月 弁護士登録(現在 東京弁護士会所属) 小島国際法律事務所入所 2011年1月 銀座法律会計事務所(現 銀座木挽町法律事務所)入所 2018年1月 牛込橋法律事務所設立 パートナー 弁護士(現任) 2021年6月 株式会社ゼネラル・オイスター 社外取締役 監査等委員(現任) 2022年6月 当社監査役 2024年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>浅枝 謙太氏は弁護士として企業法務に精通し、上場会社の社外取締役(監査等委員)に選任されるなど、企業経営を監査する十分な見識を有しておられ、その職務を適切に遂行いただいております。同氏は社外役員になること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、同氏の専門的な知識や経験を当社の経営の監督等に生かしていただいております、引き続き、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

- 菅川 洋氏及び浅枝 謙太氏は、社外取締役候補者であります。
- 菅川 洋氏及び浅枝 謙太氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であります。各氏の監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 当社は、小俣 真一氏、菅川 洋氏及び浅枝 謙太氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。各氏の選任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任

を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。各監査等委員である取締役候補者が、本議案により当社の取締役に選任された場合は被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 当社は、浅枝 謙太氏を(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において同氏が原案どおり選任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

(ご参考) 取締役会スキルマトリックス (予定)

(注) 第3号議案及び第4号議案の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	属性	企業経営 /経営戦略	金融 事業 経験	マー ケ ティ ン グ /営業	国際 性	法 務/ コン プ ラ イ ア ン ス	財務/ 会 計/ 税 務	ガバナ ンス/ 内部統 制/ リス ク マ ネ ジ メ ン ト
金丸 貴行	代表取締役 会長兼社長	●	●					
金丸 武嗣	代表取締役 副社長	●		●	●			
新妻 正幸	常務取締役	●	●			●	●	
市川 正史	社外取締役						●	●
川畑 大輔	社外取締役					●		●
山川 敦子	社外取締役	●	●	●	●			●
小俣 真一	取締役 常勤監査等委員		●					●
菅川 洋	社外取締役 監査等委員						●	●
浅枝 謙太	社外取締役 監査等委員					●		●

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である社外取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認を条件として、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとさせていただきます。なお、その選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、下表のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
いしかわ まさし 市川 正史 (男性) (1969年8月22日生)	1994年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1998年4月 公認会計士登録 2000年1月 市川公認会計士事務所設立、代表(現任) 2010年4月 ピープル株式会社社外取締役 2016年5月 アークシステムワークス株式会社社外監査役(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	26,700株
<p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 市川 正史氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門的知見を有しており、当該知見を活かして財務・税務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監査・監督をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、補欠の監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 市川 正史氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 市川 正史氏は、第3号議案が原案どおり承認された場合、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、当該取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
3. 市川 正史氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
4. 補欠の監査等委員である取締役候補者の市川 正史氏が就任した場合は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として引き続き届出を行う予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。同氏が監査等委員である取締役に就

- 任された場合は被保険者に含まれることとなります。
6. 当社は、市川 正史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。補欠の監査等委員である取締役候補者の市川 正史氏が就任した場合には、責任限定契約も引き続き継続する予定です。

第6号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主との価値共有を一層促進することを目的として、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入いたします。

本制度は、譲渡制限期間を設けた株式報酬とすることにより中長期的な株主価値との連動を図るとともに、その具体的な支給時期、支給対象者及び配分については取締役会において決定するものとしております。これらの点を踏まえ、本制度は、社外取締役の独立性を損なわない範囲において設計されており、株主との価値共有を通じて、中長期的な企業価値の向上に資する適切な監督及び助言の実施を促すことを目的とするものです。

監査等委員である取締役を除く取締役の金銭報酬枠は、2024年6月26日開催の第25回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役年額80百万円以内）とご承認いただいております。本議案では、当該金銭報酬枠とは別枠にて、本制度に基づく報酬を支給することについて、株主の皆様にご承認をお願いしたいと存じます。本制度に基づき、社外取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的及び当社グループの事業規模、報酬水準等を総合的に勘案し、年額100百万円以内といたします。また、本制度に基づく報酬の具体的な支給時期、支給対象者及び配分については、各社外取締役の職務等を踏まえ、取締役会において決定するものといたします。

現在の監査等委員を除く社外取締役は2名であり、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認されますと、社外取締役は3名となります。

本議案は、当社グループの事業規模、コーポレート・ガバナンスの強化及び企業価値向上の観点並びに報酬水準の合理性等を踏まえ、指名報酬委員会の審議を

経たうえて取締役会が決定しており、その内容は相当であると判断しております。また、本議案については、監査等委員会において検討を行った結果、その内容は相当であるとの意見を得ております。

社外取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年10万株以内といたします（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。また、当社は、社外取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といい、本割当契約により割当を受けた当社普通株式を「本割当株式」といいます。）を締結するものとします。

【譲渡制限付株式の概要】

(1) 譲渡制限期間

社外取締役は、本割当株式に係る払込期日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

社外取締役が譲渡制限期間満了前に、当社の取締役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、社外取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、使用人、その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期

間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、社外取締役が、上記（２）に定める任期满了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定めるいずれの地位をも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件として、当社子会社の社外取締役に對しても、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主との価値共有を一層促進するとともに、監査等委員である取締役による監査・監督機能の実効性を高めることを目的として、監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入いたします。本制度は、譲渡制限期間を設けた株式報酬とすることにより中長期的な株主価値との連動を図るとともに、その具体的な支給時期、支給対象者及び配分については監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。

これらの点を踏まえ、本制度は、監査等委員である取締役の独立性を損なわない範囲において設計されており、株主との価値共有を通じて、中長期的な企業価値の向上に資する適切な監査・監督機能を促すことを目的とするものです。

監査等委員である取締役の金銭報酬枠は、2024年6月26日開催の第25回定時株主総会において年額150万円以内とご承認いただいております。本議案では、当該金銭報酬枠とは別枠にて、本制度に基づく報酬を支給することについて、株主の皆様にご承認をお願いするものです。本制度に基づき、監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的及び当社グループの事業規模、報酬水準等を総合的に勘案し、年額300万円以内といたします。また、本制度に基づく報酬の具体的な支給時期、支給対象者及び配分については、各監査等委員である取締役の職責等を踏まえ、監査等委員である取締役の協議によって決定するものといたします。

現在の監査等委員である取締役は3名であり、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合においても、その員数に変更はありません。

本議案は、当社グループの事業規模、コーポレート・ガバナンスの強化及び企業価値向上の観点並びに報酬水準の合理性等を踏まえ、指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会が決定しており、その内容は相当であると判断しております。

監査等委員である取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支

給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年3万株以内といたします（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。また、当社は、監査等委員である取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といい、本割当契約により割当を受けた当社普通株式を「本割当株式」といいます。）を締結するものとします。

【譲渡制限付株式の概要】

(1) 譲渡制限期間

監査等委員である取締役は、本割当株式に係る払込期日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

監査等委員である取締役が譲渡制限期間満了前に、当社の取締役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、監査等委員である取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、使用人、その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、監査等委員である取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定めるいずれの地位をも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及

び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第8号議案 役員退職慰労金制度廃止及び役員退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実および役員報酬制度の見直しの一環として、役員報酬制度の透明性・客観性・分かりやすさを高めていくとともに、役員報酬体系について、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとの整合性を高める観点から、役員退職慰労金制度を廃止したいと存じます。

本制度の廃止に伴い、引き続き在任する監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役に対し、これまでの労に報いるため、役員退任慰労金規程その他の当社の定める基準に従い、相当額の範囲内において、役員退職慰労金制度が開始された2022年6月から本総会終結の時までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、各役員の退任時に打ち切り支給したいと存じます。

なお、その具体的な金額、支給の時期及び方法等については、監査等委員でない社外取締役については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に、それぞれ一任するものといたします。

本議案は、役員報酬等の決定方針（その概要は「事業報告 3. 会社役員に関する事項 ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり）に従い、当社の取締役会で決議された「役員退任慰労金規程」に基づき算定されるものであり、その内容は相当であると判断しております。なお、本議案については、監査等委員会において検討を行った結果、その内容は相当であるとの意見を得ております。打ち切り支給の対象となる監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

監査等委員でない社外取締役

氏名	略歴
市川 正史	2020年6月 当社社外取締役（現任）
川畑 大輔	2020年6月 当社社外取締役（現任）

監査等委員である取締役

氏名	略歴
小俣 真一	2022年6月 当社常勤監査役
	2024年6月 当社取締役常勤監査等委員（現任）
菅川 洋	2020年6月 当社社外監査役
	2024年6月 当社社外取締役監査等委員（現任）
浅枝 謙太	2022年6月 当社社外監査役
	2024年6月 当社社外取締役監査等委員（現任）

(ご参考) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2026年5月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。

なお、本定時株主総会に付議しております第6号議案「社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」及び第7号議案「監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」並びに第8号議案「役員退職慰労金制度廃止及び役員退職慰労金打ち切り支給の件」が承認可決されることを条件としております。

1. 基本方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について、各取締役の職責および役割を踏まえた適正な水準とするとともに、中長期的な企業価値の向上および持続的成長に向けたインセンティブとして機能する報酬体系を構築することを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役については、経営責任の明確化および業績との連動性を重視し、社外取締役については、独立性・客観性を確保しつつ、中長期的視点からの経営監督および助言機能の発揮を促す報酬体系とする。

2. 基本報酬（金銭報酬）

基本報酬は、月例の固定報酬とする。当社グループの経営環境および事業実績等の動向、取締役個々の担当領域の範囲・規模、グループ経営に対する責任の程度、これまでの成果・実績および今後期待される役割等を総合的に勘案し、指名報酬委員会への諮問および答申を経たうえで、取締役会において決定する。

3. 賞与（金銭報酬）

業務執行取締役に対する賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社グループの業績指標および目標値に対する達成度合等を踏まえ、指名報酬委員会への諮問および答申を経たうえで決定する。なお、社外取締役については、独立性および客観性の確保の観点から、賞与は支給しない。

4. 退職慰労金（金銭報酬）

当社は、取締役に対する退職慰労金制度を廃止する。ただし、制度廃止以前の在任期間に対応する退職慰労金相当額については、各取締役の最終退任時に支給するものとする。

5. 譲渡制限付株式（非金銭報酬）

当社は、取締役の中長期的な業績および企業価値の向上との連動性を強化することを目的として、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬制度を導入する。

(1) 業務執行取締役

業務執行取締役に対する譲渡制限付株式は、当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資として払い込むことにより交付される。譲渡制限期間は、原則として交付日から30年間とし、正当な理由により取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限解除時期を合理的に調整することができる。

(2) 社外取締役

社外取締役に対する譲渡制限付株式は、独立性を確保しつつ、中長期的な企業価値向上への意識を共有することを目的として付与する。譲渡制限期間は、当該社外取締役の在任期間満了時（退任時）までとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の割合

業務執行取締役については、基本報酬、賞与および譲渡制限付株式の割合を、当社グループの業績、経済環境、同業他社水準等を考慮しつつ、業績向上および中長期的企業価値向上に対するインセンティブとして適切に機能する水準となるよう決定する。社外取締役については、基本報酬および譲渡制限付株式により構成し、短期的業績への連動ではなく、中長期的視点からの経営監督・助言機能の発揮を重視する。

7. 報酬決定の手続き

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容については、指名報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえたうえで、取締役会において決定する。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー4階「SPACE 6」会議室
電話番号 03-5423-7130



最寄駅

- JR：「恵比寿駅」下車
東口より「恵比寿スカイウォーク」で
徒歩約9分
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿」下車
1番出口（JR方面）より
「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約11分

バリアフリールートのご案内

恵比寿駅からのルートをご覧ください。



<https://gardenplace.jp/access/barrierfree/>

※当会場には専用駐車場がございませんので、上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。